

## 公益社団法人日本眼科医会 コンプライアンス教育に関する規程

公益社団法人日本眼科医会（以下「本会」という。）は、研究活動を行う者（以下「研究者」という。）およびこれを支援するすべての者（以下「事務職員等」という。）を対象として、以下のとおり規程を定める。

研究者及び事務職員等は、本規程に定める事項を遵守し、本会の学術研究が社会からの信頼と尊敬を得るべくいかなる努力も惜しまないとともに、広く社会の発展に寄与するよう努めなければならない。

### （研究者の基本的責任）

第1条 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、及び眼科医療環境の持続性に貢献するという責任を有する。

### （研究者の姿勢）

第2条 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

### （社会の中の研究者）

第3条 研究者は、学問の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、学術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

### （説明と公開）

第4条 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公開する。

### （研究の利用の両義性）

第5条 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

### （研究活動）

第6条 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

### （研究費の適正使用）

第7条 研究者は、研究費の適正な使用を徹底し、研究費の不正使用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

第8条 研究者及び事務職員等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。

(研究対象などへの配慮)

第9条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するなど、真摯な態度で接するよう努める。

(他者との関係)

第10条 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

第11条 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、眼科領域の様々な課題の解決を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

第12条 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

第13条 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

(法令の遵守)

第14条 研究者及び事務職員等は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

第15条 研究者及び事務職員等は、研究・教育活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信

条などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

第16条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究指導者の責務)

第17条 研究指導者（研究を指導する立場にある者）は、研究グループ内における研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を責任をもって行うとともに、研究グループ内の研究者が各自の能力を十分に発揮できるような研究環境の整備に努め、各研究者の貢献度の客観的評価を通じて公正なグループ運営を行うものとする。また、研究グループ内の研究者全員に本規程の内容を周知徹底し、本規程を逸脱することのないように最善の配慮を払わなければならない。

(研究を支援する者の責務)

第18条 事務職員等は、研究者の研究活動を支援するにあたっては、本規程の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理等においては、不正行為を為さず、また、加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努める。

附則

(改廃)

1 この規程の改廃は、理事会で行う。

(施行期日)

2 この規程は、平成28年2月6日より施行する。